

鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（平成18年鹿屋市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針」を「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(6) 市税の滞納がある者

第4条を次のように改める。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 小型浄化槽の設置に要する費用
- (2) 単独処理浄化槽の撤去に要する費用
- (3) くみ取り便槽の撤去に要する費用
- (4) 宅内配管工事に要する費用

2 補助金の額は、別表のとおりとし、前項第2号から第4号までの費用があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 単独処理浄化槽の撤去 前項第2号の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、12万円を限度とする。
- (2) くみ取り便槽の撤去 前項第3号の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、9万円を限度とする。
- (3) 宅内配管工事 前項第4号の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、30万円を限度とする。

第5条第3号中「の場合は、単独処理浄化槽撤去経費と単独処理浄化槽宅内配管工事費」を「又はくみ取り便槽の撤去に要する費用及び宅内配管工事に要する費用」に改め、同条第9号を第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 市税の滞納がないことを証する書類

第9条第2号中「の場合は、単独処理浄化槽撤去経費と単独処理浄化槽宅内配管工事費」を「又はくみ取り便槽の撤去に要する費用及び宅内配管工事に要する費用」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

補助区分			補助金の額
小型浄化槽の設置 に要する費用	市内業者	5人槽	382,000円
		6人槽・7人槽	464,000円
		8人槽から10人槽	598,000円
	市外業者	5人槽	332,000円
		6人槽・7人槽	414,000円
		8人槽から10人槽	548,000円

別記第1号様式中

補助事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置場所（鹿屋市 (2) 建築物の用途（個人住宅、賃貸住宅、 (3) 浄化槽の規模（ 人槽） (4) 事業の種類（くみ取り便槽、単独処理 (5) 業者の区分（市内業者、市外業者）
---------	---

併用住宅)
浄化槽)からの転換

補助事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置場所（鹿屋市 (2) 建築物の用途（個人住宅、賃貸 (3) 浄化槽の規模（ 人槽） (4) 事業の種類（くみ取り便槽、単 注 単独処理浄化槽又はくみ取 (5) 業者の区分（市内業者、市外業
---------	--

住宅、併用住宅)
独処理浄化槽)からの転換
り便槽の撤去（あり、なし）
者)

に改め、	添付書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査期間を経過 査書の写し (2) 専用住宅を借り (3) 工事費見積書の 浄化槽撤去経費と単 ずること。) (4) 誓約書 (5) 登録証の写し及 (6) 保証登録証 (7) 浄化槽設備士免 術特別講習会修了証 (8) 平面図 (9) その他市長が必
------	---

した浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽審
ている者は、賃貸人の承諾書
写し（単独処理浄化槽の場合は、単独処理
独処理浄化槽宅内配管工事費を分けて明示
び登録浄化槽管理票（C票）
状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技
書の写し
要と認める書類

を	添付書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査期間を経 写し (2) 専用住宅を借 (3) 工事費見積書 要する費用及び宅 (4) 誓約書 (5) 登録証の写し (6) 保証登録証 (7) 浄化槽設備士 講習会修了証書の (8) 平面図 (9) 市税の滞納が (10) その他市長が
---	--

過した浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽審査書の

りている者は、賃貸人の承諾書の写し（単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去に内配管工事に要する費用を分けて明示すること。）

及び登録浄化槽管理票（C票）

免状の写し又は小規模合併処理浄化槽施工技術特別写し

ないことを証する書類
必要と認める書類

に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。